

学生の皆さま
保護者の皆さま

2021年3月8日
勤医会東葛看護専門学校

【至急連絡】 学生支援緊急給付金に関する再調査のお知らせ

新型コロナウイルスの影響で、世帯収入の減収、アルバイト収入の減収等で、コロナ禍における学生の修学状況等は予断を許されない状況が続いており、この間学生自治会や民医連と共に学生への経済支援、学校への経済支援を求め国に対し要請行動を行っています。この間取り組んだ活動が生かされ「学生支援緊急給付金に関する再調査」の通達がありましたので至急連絡いたします。

学生支援緊急給付金(回答期限3月12日)

コロナの影響により、世帯収入の減収、アルバイト減収等により学生生活の継続に支障をきたす学生を対象に緊急で10万円(非課税世帯20万円)を給付する制度です。

1. 新規申請について

今まで申請していなかったが、コロナの影響を受け、P3の対象要件①～⑥のうち1つでも当てはまると思ったら申請を希望することが出来ます。

2. 2回目給付(後期授業料分)について

後期授業料についても、コロナの影響を受けた学生に対し2回目給付を求める要請を行っています。1回目給付を受けたが2回目給付が必要な学生がいる現状報告と人数報告を行いますのでご協力ください。

3. 2回分給付(前期・後期授業料分)について

今まで申請していなかったが、コロナの影響を受け、P3の対象要件①～⑥のうち1つでも該当し、2回分(前期授業料・後期授業料)の申請を希望する学生についても人数報告します。

※回答期限が短くなっており申請希望者は3月12日までに、事務室へご提出のご協力をよろしくお願いします。なお電話でも受け付けます。

勤医会東葛看護専門学校
事務室 電話04-7158-9955

----- キリトリ -----

学生支援緊急給付金申請希望書

____年 生 _____ 氏名 _____ (どちらかに○ 課税世帯・非課税世帯)

下記の希望内容に○を記入してください。

「新規申請」 ・ 「2回目給付(後期授業料分)」 ・ 「2回分給付(前期・後期授業料分)」

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』：対象学生要件

支援対象となる学生の要件

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

1. 以下の①～⑥を満たす者

(1) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている（自宅生も可）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的給付が期待できない

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）

(3) 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

- イ) 修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
- ロ) 修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6万円）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ）
- ハ) 世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者
- ニ) 要件を満たさないため新制度又は無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している者

※留学生については⑥に代わり、日本学生支援機構の学習奨励費制度の要件等を踏まえることとする

- イ) 学業成績が優秀な者であること（前年度の成績評価係数が2.30以上）
- ロ) 出席率が8割以上であること
- ハ) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）
- ニ) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

2. 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

民医連新聞

2021年2月15日

月2回 第1、第3月曜日発行
〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター
TEL (03)5842-6451 FAX (03)5842-6460
定価330円(送料共、全日本民医連加盟事業所の
購読は会費に含む)振替00140-9-188231
URL: http://www.miniren.gr.jp
E-mail: miniren@miniren.gr.jp

「民医連綱領」

私たち民医連は、
無差別・平等の医療と、
福祉の実現をめざす
組織です。

民医連新聞発行所:全日本民主医療機関連合会 発行人:岸本啓介

「コロナ禍は看護学生にも深刻な影響をおよぼしています。全日本民医連は全国の看護学生が置かれている状況を把握調査を明らかにし、文部科学省、厚生労働省へ要望書を提出。記者会見をもちまして、(代田真実記者)

などから経済的援助を受けている学生は57.2%で、2017年(49%)と比べてより8ポイント増加。経済的に困った時「家族に相談する」が69.5%で、前年から10.8ポイント低下。アルバイトを増やす」が23%で9.7ポイント増加しました。

「卒業までにすべての授業が終るのか不安」「本当に看護師になれるのか」「バイトの収入、家庭の収入が激減し、学費が払えるのか心配」。コロナ禍のもと、看護学生に不安が広がっています。全国の看護学生を対象に昨年9月、アンケート調査を実施。1,127人から回答を得ました。2017年の「看護学生調査」では看護師養成校の学費が高額で、アルバイトをしたり、複数の奨学金

「コロナ禍で役割を再認識」

全日本民医連理事の宮川喜寿美さんが実態調査の結果を報告。親

※全日本民医連ホームページ「看護のページ」で要請内容、動画などを紹介



動画で訴える東葛看護専門学校の学生たち

研修などを通して、安心して働き続けられる環境を保障していただきたいです

看護学生の
悲痛な声を
政府へ

バイト禁止で
生活費に困る…
実習少なく
看護師になれるか
不安…

学業に専念できる 支援を

看護学生の声

- 緊急事態宣言で始業が2カ月遅れ、卒業までにすべての授業が終わるか、国家試験を受けられるか心配。
- オンライン授業や臨床実習の短縮で今まで通りの学びが保障されていないと感じる。
- 密を避けるために個人学習が増え、十分に学べているか、看護師になれるのか、不安。
- 一度ではなく、学業に専念できるよう継続した給付を。
- 実習の受け入れをしてもらえなくなった。
- 学内実習だけでは十分な技術が身につかない。
- 実習中のバイト禁止で収入がなく、生活費に困る。

「ある」は29.7%、「ストレス」がもっとも多く、バイト禁止、運動不足と続きました。家族の生活環境で困ったことが「ある」学生は、20.9%。感染の心配、家族

看護学生の実態はテレビでも報道され注目されています。山田さんは「取材を受けた学生が顔を出して経済状況を話したのは、多くの人に自分たちの実情を知ってほしいという思いがあったから。声を上げることが社会が変わることを今までの活動で学んでいたと話します。5年前から取り組むアルバイト実態調査の結果から陳情し、流山市の給付奨学金が制定された成果が、後押ししました。

アンケート調査報告



記者会見で訴える山田さん(左)

支援を」と訴えました。看護師養成校への支援について、オンラインの施設整備を整える補助金や、学校の実情に合わせて学内実習への支援を検討すること、感染予防対策の備品への助成、実習や授業の制限がある中で、国からの積極的な助言や支援が必要と訴えました。全日本民医連の岸本啓介事務局長は「コロナ禍で看護不足が問題となっている。困難な中でも看護職をめざす学生を支援することが政治の責任ではないか。学校の実情を見て学生を救ってほしい」と話しました。これらの要望に対し、文部科学省と厚生労働省から、「学生支援緊急給付金の継続は検討する」など回答がありました。学生支援緊急給付金は申請条件が多く、書類も複雑で実態に合っていない。簡易なものへの変更と、再度の給付も求めました。

大腸のほとんどを取り去り、人工肛門で過ごした時期がある。大変な経験をしたのと同時に、食事が取れること、お風呂に入れることなど、当たり前だった。しかし、その時の記憶は徐々に薄れてきている。今も生活面で不自由なことはあるが、もう慣れました。先日、高校時代の友人から「悪性腫瘍のために左手を肩から切断した」と連絡を受けた。今後のアドバンスをしようと思ったら、「少し待って、メモするのにスマホをスリッカー設定にするから」と言われた。左手にスマホを持ち替えることができない彼の痛みが、直接自分の胸に突き刺さった。自身の病の記憶も鮮明によみがえり、あらためて当たり前の日常の真実を再認識した。コロナ禍で、これまでの日々は「変り、食費や外出など当たり前と通り過ぎてきた日常生活がなくなってしまう」。一方で、1年程度しかたっていないのに、この生活に慣れてきてしまっている自分が怖いと思う。「コロナ禍だから、自分が怖い」と思ってしまう。自分自身も、発熱患者さんは受診先探しに苦労して仕方がない。「コロナ禍だから、入院先がなくとも仕方がない」「コロナ禍だから」「私たちが決して慣れてはいけない」と思う。とりわけ人権の侵害には高いアンテナを立て、おかしいところはおかしい、と主張したい。

今号のわたい

- 2面…生活保護「扶養照会は義務ではない」厚労大臣が答弁/山梨・ラジオ番組でSWが電話相談を紹介/呼びかけほか
- 3面…1月の理事会概要報告、民医連の現状、各県の通信数ほか
- 4・5面…75歳以上の医療費窓口負担2割化/連載「あずみの里裁判」
- 6面…職員へのヘルスケア指針を改訂/今村高橋医師に聞く
- 7面…読者のひろば

学 第 2 4 6 5 号
令 和 3 年 3 月 5 日

関係私立専修学校長 様

千葉県総務部学事課長
(公印省略)

学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）に関する調査について

このことについて、令和3年3月3日付け事務連絡で文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から別添写しのとおり周知依頼がありました。

標記給付金事業については、これまで各校に協力を依頼してきたところですが、本事務連絡は、令和3年1月22日付け学第2135号で依頼した調査について、再度実施することとなった旨をお知らせするものです。

ついては、各校におかれましては、別添を参照の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

担当
千葉県 総務部 学事課

私学振興班 三上
TEL : 043-223-2155
Mail:gakuji2@mz.pref.chiba.lg.jp

【重要】

「学生支援緊急給付金給付事業」の今後の検討に向けた調査について御案内させていただきます。

事務連絡
令和3年3月3日

各都道府県教育委員会専修学校所管課
各都道府県専修学校所管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
に関する調査（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たに創設された学生支援緊急給付金給付事業（令和2年5月19日閣議決定）については、各大学等にご協力をいただきながら、これまで約42万人の学生等に支援を行ってまいりました。

本年2月10日に再々追加配分を実施したところ、再々追加配分に先立って実施した本年1月の調査への回答を失念していた等の御相談をいただいたことを踏まえ、再度調査を実施致します。なお、本年1月の調査にご回答いただいた学校であっても、本調査にご回答いただくことは差し支えありません。

また、仮に追加配分を実施する場合、本年度内に大学等からに独立行政法人日本学生支援機構に推薦いただくこととなります。

各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会に置かれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について必ず周知されるようお願いいたします。

記

以下の【対象】に該当する生徒がいる専門学校については、下記の調査フォームに御回答ください。【対象】となり得る生徒がいない専門学校は、御回答いただく必要はありません。

【対象】※本年1月に調査した【対象】と同じ

- ・過去に申請があり、対象外とした生徒の中で、その後の家計急変等によって要件を満たすことになった生徒がいる。
- ・これまでの推薦において10万円の支給が完了した生徒の中で、その後、20万円支給の対象者（非課税世帯）であることが判明した生徒が在籍している。
- ・学校側の事務手続きの誤りによって、追加推薦のための状況調査に回答できておらず、保留者として推薦が完了していない生徒がいる。
- ・7月以降に高等教育の修学支援新制度（家計急変含む）や貸与型の家計急変採用、緊急特別無利子奨学金採用等に申請した生徒の中で本給付金の要件を満たす生徒がいる。

【留意点】

- ・今回の調査を基に再追加配分を実施する場合でも、過去に推薦した者を再度推薦することはできません。（但し、10万円支給後に非課税世帯であることが判明した場合は可）
- ・回答にあたっては、多子世帯やひとり親世帯を含め推薦すべき者の推薦漏れがないかどうか、ご注意ください。

【回答期限】

令和3年3月15日（月）正午（厳守）

※期限を過ぎた回答は受け付けません。

【回答フォーム】

以下のURLから直接、回答すること。

https://pf.mext.go.jp/admission/tuikakyuhukintyosa_3.html

※対象者がいる場合のみ、御回答ください。対象者がいない場合は回答不要です。

(本件問合せ先)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

e-mail: kyuhugata-senkaku@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※メールの件名は「【学校名】学生支援緊急給付金についての質問」とご記載ください。